

葬祭組合告示第1号

令和2年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月8日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和2年2月7日（金）午後3時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

令和2年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和2年2月7日（金曜日）午後3時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	五十嵐 智 美	佐倉市議会選出
2番	萩 原 陽 子	佐倉市議会選出
3番	藤 崎 良 次（議 長）	佐倉市議会選出
4番	森 本 次 郎	四街道市議会選出
5番	長谷川 清 和	四街道市議会選出
6番	阿 部 治 夫	四街道市議会選出
7番	佐 藤 修 二	酒々井町議会選出
8番	地 福 美枝子（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	小 坂 泰 久	酒々井町長
副 管 理 者	西 田 三十五	佐倉市長
副 管 理 者	佐 渡 齊	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事 務 局 長	川 口 博 之
事 務 局 次 長	中 村 忍
事 務 局 副 主 幹	織 田 勝 広
総 務 班 長	小 野 木 克 利

会 計 管 理 者	内 田 稔	酒々井町会計管理者
-----------	-------	-----------

○構成市町出席職員

佐 倉 市	橋 口 庄 二	環境部長
佐 倉 市	菅 沼 健 司	生活環境課長

四街道市	麻生裕文	環境経済部長
四街道市	種村通康	環境政策課長
酒々井町	芝野芳弘	経済環境課参事兼課長

○議会事務局出席職員

事務局主査補 馬場樹里

○連絡員

施設管理班
主査 相京夕起夫

○会期

令和2年2月7日（金曜日） 1日

○議事日程

令和2年2月7日（金曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後3時02分 開会

- 議長（藤崎良次） ただいまの出席議員は8名で、議員定数の過半数に達しております。よって、令和2年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。これより定例会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（藤崎良次） 日程第1、諸般の報告を行います。
初めに、監査委員より定期監査、例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤崎良次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号1番、五十嵐智美議員及び議席番号5番、長谷川清和議員の両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（藤崎良次） 日程第3、会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。
-

◎議案の上程

- 議長（藤崎良次） 日程第4、議案を上程いたします。
お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。
それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。
なお、本定例会及び後ほどの全員協議会における説明、答弁等は着座にてお願いいたします。
小坂管理者。

- 管理者（小坂泰久） 管理者の小坂でございます。着座にてご説明させていただきます。よろしくお願いたします。本日ここに令和2年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案第1号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方公務員法の改正に伴い、条文中の引用条項の改正など、関係条例における所要の整理を一括して行うものであります。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給について平均で0.2%の引上げを行うとともに、勤勉手当について0.05月分の引上げ、住居手当の引上げ等を行うもの及び地方公務員法の改正に伴い、条文中の引用条項の改正など所要の整理を行うものであります。

議案第3号は、令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ152万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億1,592万7,000円としようとするものであります。

補正の内容について申し上げます。歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金及び前年度繰越金を減額しようとするものでございます。歳出につきましては、人件費改定額等を増額し、事業費の入札契約差金等を減額しようとするものでございます。

議案第4号は、令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてでございます。令和2年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億597万9,000円でありまして、対前年度比13万8,000円の増となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、構成市町からの負担金として2億1,385万2,000円、斎場使用料及び手数料が8,372万5,000円、基金繰入金400万円等を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。第3款事業費関係につきましては、さくら斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

以上、概要について申し上げました。細部につきましては、事務局より説明させていただきます。何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤崎良次） 続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口博之） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、議案第1号でございます。議案第1号につきましては、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。議案添付の資料、第1号、赤いインデックスのところをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によりまして、地方公務員法第16条の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴いまして、組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び組合一般職職員の旅費に関する条例につきまして、条文中の

引用条項の改正など所要の改正を一括して行うものでございます。

続きまして、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。同じく議案第2号の資料、第2号をお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、千葉県人事委員会勧告に準拠した給与改定を行おうとするもの及び地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、給与改定といたしまして、給料表給料月額につきましては平均0.2%の引上げ、勤勉手当につきましては0.05月分の引上げ、住居手当につきましては家賃下限額及び支給上限額の引き上げをするもので、給料表給料月額につきましては平成31年4月に、勤勉手当については令和元年12月に遡って遡及適用しようとするものでございます。また、勤勉手当の6月期、12月期の支給割合を同率にする改正及び住居手当の改正につきましては令和2年4月より施行するものでございます。期末勤勉手当の令和元年度及び令和2年度以降の6月期、12月期の支給割合につきましては、ページ中段の表に記載のとおりでございます。また、地方公務員法の改正に伴う改正につきましては、条文中の引用条項の改正など所要の改正を行うものでございます。

なお、組合任期付職員の採用に関する条例につきましても一般職職員の給与条例と同様に県人事委員会勧告に準じた改正を行うものでございます。

続いて、議案第3号 令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ152万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億8,592万7,000円にしようとするものでございます。

次に、債務負担行為の関係でございます。4ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の追加といたしまして、令和2年度当初より委託事業の円滑な実施のため、表記9件の委託につきまして今年度中に入札等の契約に係る事務処理を行うため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

続きまして、歳入歳出の補正予算の内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。8ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入の関係でございます。基金繰入金につきましては、今回の減額補正に伴います財源調整として財政調整基金からの繰入金を122万3,000円の減額するもの、繰越金につきましては、前年度決算による繰越金が確定しておりますので、予算との差額30万円を減額するものでございます。

次に、9ページ、歳出の関係でございます。総務費、一般管理費につきましては、人件費に関するものでございまして、人事異動及び給与改定等に伴う給料、職員手当と共済費につきまして合わせて216万5,000円を増額するものでございます。

事業費につきましては、契約差金等による減額といたしまして368万8,000円の減額をするもので、委託料につきましては200万4,000円、使用料及び賃借料については39万1,000円、工事請負費については129万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

なお、11ページから16ページにつきましては、今回の補正に伴います変更を加えました給与費明細書、17ページ、18ページにつきましては、追加となる債務負担行為を新規設定分として加えさせていただいた債務負担行為の支出見込み等に関する調書となっております。

最後に、議案第4号でございます。議案第4号については、令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてでございます。予算書の1ページをご覧くださいと思います。令和2年度の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億597万9,000円と定めるものでございまして、前年度と比較いたしまして、13万8,000円、約0.05%の増となっております。

次に、債務負担行為につきましては4ページをお開きいただきしたいと思います。今回の債務負担行為につきましては、財務会計システム構築及びサービス業務委託及び斎場予約システム構築及びサービス提供業務委託の2件につきまして債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

それでは、予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。8ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入の関係でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金につきましては、構成市町からの管理運営費の負担金でございます。2億1,385万2,000円を見込んでおりまして、前年度比57万7,000円の減となっております。

内訳につきましては、説明欄をご覧くださいと思います。佐倉市さんが1億1,752万5,000円、四街道市さんが7,450万5,000円、酒々井町さんが2,182万2,000円となっております。

なお、負担金の算出等につきましては、最終ページでございます29ページに令和2年度の市町村負担金の算出基礎という表がございますが、こちらに記載のとおりでございます。

続いて、8ページにお戻りいただきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料につきましては、火葬場、待合室、式場等の使用料といたしまして8,370万4,000円を見込んでおりまして、前年度と比較いたしますと270万3,000円の増ということでございます。

次に、9ページ、2項手数料、1目手数料につきましては、分骨証明等の各証明手数料として2万1,000円を、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の利子といたしまして2万3,000円を見込んでおります。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、財源調整として財政調整基金から400万円を繰り入れることによるものでございます。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金については、前年度の繰越金として400万円を見込んでおります。

6款諸収入、1項預金利子、1目預金利子については、歳計金の預金利子といたしまして1,000円を、ページをおめくりいただきまして、10ページ、2項1目雑入につきましては、福祉売店の電気料金等といたしまして37万8,000円を見込んでおります。

以上、歳入合計といたしまして3億597万9,000円でございます。

続いて、11ページ、歳出の関係でございます。なお、歳出関係に係ります節番号については、令和2年度より7節の賃金が削られまして、以降が繰り上げられることになっておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1款議会費につきましては、組合議員8名分の報酬、旅費等の議会運営経費でございまして、55万6,000円を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、前年度比385万6,000円増という状況でございまして、1億2,757万円を計上しております。増の主な要因といたしましては、財務会計システムの更新に係る経費によるものでございます。

まず、1節報酬につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委員3名分の報酬のほか、新たに会計年度任用職員3名分の報酬を計上しております。2節給料、3節職員手当等、

4節共済費につきましては、特別職3名、職員12名分の人件費でございます。

ページをおめくりいただきまして、12ページでございます。10節需用費につきましては、事務用に係る消耗品等が主なものでございます。11節役務費につきましては、電話料、インターネット等の回線使用料などでございます。

12節委託料につきましては、複写機の保守委託のほか、財務会計システムの更新に伴うシステムの構築及びサービスの提供業務委託を計上しております。13節使用料及び賃借料は、財務会計システム及び給与計算システムに係る機器等の賃借料でございます。

18節節負担金補助及び交付金につきましては、職員研修負担金のほか、各種団体に対する負担金を計上しております。最後になりますが、26節公課費につきましては、庁用車車検に伴う重量税でございます。

ページをおめくりいただきまして、14ページでございます。2項監査委員費、1目監査委員費8万3,000円につきましては、監査委員さん2名分の報酬及び旅費でございます。

続いて、3款事業費、1項運営費、1目運営費でございますが、前年度比371万9,000円の減ということでございます。1億7,574万7,000円を計上させていただきました。減の主な要因といたしましては、工事請負費の減少によるものでございます。

まず、10節需用費につきましては、斎場施設の維持管理に係る消耗品、電気、ガス、上下水道料の光熱水費及び修繕料等でございます。

12節委託料につきましては、E S C Oサービス委託、斎場運営に係る主要委託でございます火葬棟管理業務委託及び移設維持管理業務委託のほか、斎場の維持管理に係る各種委託料、また令和2年度につきましては斎場予約システム等構築業務及び式場改修工事に伴う実施設計業務を計上させていただきました。

16ページをご覧くださいと思います。13節使用料及び賃借料につきましては、清掃用具の賃借料、NHKテレビの受信料、葬祭管理システムの賃借料でございます。

14節工事請負費につきましては、設備等の改修、更新工事といたしまして、説明欄記載のとおり予定しております。

17節備品購入費につきましては、施設用備品の購入費のほか、霊安庫の更新事業といたしまして496万1,000円を計上してございます。当組合では、8体分の霊安庫を保有しておりますが、今年度4体分を更新しております、令和2年度に残り4体分を更新し、これで更新事業が完了となります。

4款諸支出金、1項基金費、1目基金費2万3,000円につきましては、財政調整基金及び施設整備基金利子に係る積立金でございます。

5款予備費につきましては、前年度同額の200万円を計上させていただきました。

以上、歳出合計3億597万9,000円でございます。また、18ページから27ページまでにつきましては、当初予算に係ります給与費の明細書、28ページにつきましては、新規設定分を加えました債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書、29ページにつきましては、先ほどご覧いただきましたが、令和2年度の市町負担金算出基礎に係る表でございます。

以上、雑駁ではございますが、議案4件の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤崎良次） ありがとうございます。

◎質疑、討論、採決

○議長（藤崎良次） それでは、これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いします。

なお、再質問は2回までとなっております。

まず、議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

1番、五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 職員給与の引上げということなのですが、会計年度任用職員は今回葬祭組合では常勤の方はいらっしゃらないということですが、この給与改定に常勤の方は関係してくるのですか。任期付職員は関係ないのでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 組合といたしましては、常勤の職員はおりませんので、給与という形ではございません。また、今年度につきましては、会計年度任用職員ではなく非常勤職員ということで、賃金職員になってございます。また、次年度につきましても、報酬単価の増は見込んでおりますけれども、給与の連動しているものではございません。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

1番、五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 補正予算書の9ページなのですが、委託料などの入札差金が減額になっているということだったのですけれども、ちょっと入札状況を調べたのですが、例えば緑地管理業務委託料というのは、今回入札が平成31年3月15日に行われたのだと思うのですが、この差額が計上されている金額と異なるのですが、私がちょっと計算したところだと、減額が59万2,000円になると思うのですが、ここでは27万3,000円というふうになっています。ほかのところも同じように差額がちょっと違う金額になっているのですが、その辺はどういう状況なのでしょう。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） まず、入札差金ということですが、入札を行いまして、業務が確定したもののついての差金ということですが、まだ事業が終わっていないものもございまして、その部分につきましては若干変更がある場合もございまして、若干その部分は予算を残しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） そうすると、先ほど私が例に出しました緑地帯管理というのも、入札の差額は59万2,000円あるのですが、その金額は確定したわけではなくというか、確定金額なのですが、何かその後に事業費がかかるということですか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 失礼いたしました。入札を年度当初に行った後、消費税の改定がありましたので、その後消費税分を若干変更契約しているというので、差額が若干増えている部分もあろうかと思えます。また、緑地帯のほか若干のぶれにつきましては、年度当初はまだ10月の消費税の10%の2%分が確定しておりませんでしたので、8%で契約をしております。その後、10月に法律が施行されましたので、その分の2%を変更で契約したということなので、ホームページに記載しております入札との若干の差金が出ているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） そうすると、ほかの契約の差金もそういうことで差額が違っているのでしょうかということと、あと債務負担行為で今回、議案第4号で聞いてもいいのですが、ここで聞いてしまうのですが、火葬炉設備点検業務委託費が220万円と、毎年の金額よりかなり低い金額で債務負担行為になっているのです。金額がかなりずれているというか、1,700万円ぐらい毎年あるようなのですが、それが今回債務負担行為なので、4号議案にも関わってくるのですが、220万円と、かなり低い金額になっているのです。それがどういうわけなのかというのをちょっとお聞きできたらと思います。債務負担行為の4ページ、220万円ですが、毎年その前年とかですと1,700万円ぐらいになっているのです。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 今お話し1,700万円は火葬炉の改修工事のほうではないでしょうか。こちらは保守委託なので、改修とは別に定期的に保守点検をやっていただいている事業になってございます。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐議員。

- 1番（五十嵐智美） 今回はそれはないわけですか。毎年あるので、これからやるということですか。火葬炉改修工事というのは、債務負担行為にはなっていないのですか。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） 今回設定していただいている債務負担行為については、令和2年度の事業分についてということでございます。あくまでも年度で終了する事業でございますが、事前に契約事務を行うために今回補正で債務負担行為を設定させていただいているという状況でございます。ですから、今年度の分については前年度のやはり同じ時期に債務負担行為の設定をさせていただいているということで、おおむねそんなに大きくは変わらない額かと記憶しております。
- 以上でございます。
- 議長（藤崎良次） よろしいですか。
- その他の方、3号議案に関して質疑ございませんか。
- 2番、萩原議員。
- 2番（萩原陽子） 3号議案の9ページの工事請負費ですが、屋内監視カメラ改修工事とありますが、この屋内監視カメラの設置台数と設置目的をお伺いします。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） 設置台数については、至急調べさせていただきます。目的につきましては、監視部分として、正面のところに車が来たりとか、あと監視カメラというもので録画をしているものと、館内の状況を把握するため、こちらは録画しているものではございませんが、状況確認のためのカメラを設置しているという状況でございます。台数については、いましばらくお待ちください。
- 議長（藤崎良次） 2番、萩原委員。
- 2番（萩原陽子） これは、屋内監視カメラとありますが、今ご答弁では、正面というのは外を向いていて、それも入っているということですね。台数は、総台数と改修台数というのは分かりますか。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） 台数については今調べておりますが、改修につきましては今回は全て改修したという状況でございます。
- 議長（藤崎良次） 萩原議員、よろしいですか。あと答弁の残りを聞いて、それからですね。
- その他の方、質疑ございませんでしょうか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（藤崎良次） 事務局長、すぐ分かりますか、台数の関係は。
- 事務局長（川口博之） 少々お待ちください。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） それでは、今確認いたしました。ちょっと私のほうで勘違いいたしまして、防犯カメラのほうは今回更新に含まれていないということで、館内の監視カメラということで10台分の更新を行ったということでございます。あと、進入路のところに1台です。進入路のところに入ってくる車を確認するものが1台ございます。合わせて10台ということですよ。
- 議長（藤崎良次） 2番、萩原議員。
- 2番（萩原陽子） ということは、監視カメラということで、屋外の状況を把握するためのもので、それ以外に屋内の監視カメラが別にあるということですか。これは間違いで、屋内監視カメラはないとい

うことですか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 今お話ししたのは、屋内のものプラス外に向けて進入路の部分に1台あるというのが監視カメラということで、ご来場の方の状況の確認であったり、各部屋の進行状況を確認するよ
うなカメラがあるということです。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原議員。

○2番（萩原陽子） 屋内というのは、進行状況を把握するためのものということなのですか。では、最
初から設置されているものですか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 設置当時から進行状況の確認のために設置されているものということでござい
ます。

○議長（藤崎良次） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

1番、五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 先ほどの補正の3号とちょっと関係するのですが、緑地管理業務委託、多分毎年
やっていると思うのですが、15ページになりますけれども、今回950万円と増額しているのですが、毎
年見てみますと、大体790万円、800万円ぐらいのところまで推移しているのですが、今回特に増額してい
る理由は何でしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 今回緑地の管理ということで、台風によりまして結構緑地に倒木があるとい
うことで、一挙にやると多額の費用がかかるものですから、緊急性がないことから、若干委託料のほうを
増額いたしまして、数年間で対応しようということで増額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） その入札を見ますと、毎年大体同じ業者が落札している。これは業者の名前を出
すと赤門なのですが、数年前というか、ちょっと前まではかなり業者が多く入札に参加していた
のですが、ここ2年間くらいでしょうか、かなり業者数が少なくなっているという状況がありますが、
それはこういった要因があるのかと、あと高止まりしていないかとかという問題もあると思いきり

ども、どうなのでしょう。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 基本的に一般の競争入札ということでやっておりますので、当然業者さんのほうが参加をしてくるという形でございますので、設計については例年同じような形でさせていただいております。たまたまというのはおかしいですが、同一業者になっているのかなとは思いますが、極力競争が働くような形で事業を行うということを広くお知らせするなりをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） あと、修繕というところで、14ページ、施設修繕料とか、あと告別室天井塗装工事、16ページ、いろいろと施設内の修繕や改修があるのですが、この修繕料430万円、この内容と、いろいろ修繕しなければならないという状況もこれから出てくると思うのですが、その辺について今後どうするのかというのをお聞かせください。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） まず、需用費の修繕料につきましては、430万円ということでございますが、こちらについては一般的なものも含めまして例年四、五百万円程度かかっているという状況でございますので、これというわけではなく、枠という形で取らせていただいております。また、工事請負費の関係で各更新なり修繕という形で計上してあるものについては、毎年計画を立てている事業の中から計上しているものということで、ある程度想定してやっているものという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原議員。

○2番（萩原陽子） 22ページ、会計年度任用職員の報酬と職員手当なのですが、3名分ということで、これは均一ということではなく、それぞれ例えば賞与と給与、その内訳などは分かりますか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） それでは、給与費明細書の21ページをご覧くださいと思います。上段の部分が会計年度任用職員の給与費明細書ということになっておりまして、予算のほうにも計上してございますが、報酬については286万5,000円、手当、こちらについては期末手当ということでございますが、34万円、共済費等を含めまして合わせて326万4,000円ということで、人によりまして時間数が若干違うので、均一ではないのですが、おおむね平均していると思います。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原議員。

○2番（萩原陽子） 葬祭組合の会計年度任用職員については、3名ともパートタイマー職員ということよろしいのでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 私どもの会計年度任用職員につきましては、3名ともパートタイムの職員でございます。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原議員。

○2番（萩原陽子） フルタイム職員への移行という可能性とかお考えは全くないということよろしいですか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 今のところ移行は考えておりません。基本的にフルタイムの者であれば職員を採用していくのが前提かなと思いますので、ちょっとそこら辺はまだ決定事項ではございませんが、一応そのような考えで、現況としてはパートタイムということで、週2日から3日程度の勤務をしていただいていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（藤崎良次） 挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（藤崎良次） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて令和2年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会します。

午後3時50分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 藤 崎 良 次

議 員 五 十 嵐 智 美

議 員 長 谷 川 清 和